



金沢市公報

号外第17号

平成16年(2004年)5月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ	
規 則		金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について (教育総務課) 2
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (市民参画課)	1	教育委員会告示 昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課) 3
金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職 員 課)	1	昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について (") 3
金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	2	選挙管理委員会告示 平成16年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会) 3
告 示		平成16年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (") 3
住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて (市民参画課)	2	公営企業管理規程 金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 4
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	2	
平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2	

規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第55号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の一部の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(平成15年条例第64号)附則第1号に規定する規則で定める日は、平成16年6月1日とする。

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第56号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。第17条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第57号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第二消防団の表芳斉町分団の項中「芳斉2丁目」を「芳斉2丁目 六枚町」に改める。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第156号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
六 枚 町	芳斉2丁目	296、303の1、303の2、304～307、311、312～316、317～320、321、322～324、324の2、325～328、330、332、340～342、366～372、375～378、378の1、379、382の2、386～388、389の1、394、396、397

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成16年6月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「六枚町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」(登載省略)のとおり

●金沢市告示第157号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から効力を有するものとします。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

表芳齋地区の項中「芳斉2丁目」の次に「、六枚町」を加える。

●金沢市告示第158号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から効力を有するものとします。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

指定区域中「米丸町」を「米丸町 六枚町」に改める。

●金沢市告示第159号

金沢市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(昭和47年告示第54号)の一部を次のように改正する。

平成16年5月31日

金沢市長 山 出 保

別表中「180,000円」を「196,000円」に、「222,000円」を「253,000円」に、「157,000円」を「176,000円」に、「209,000円」を「246,000円」に、「141,000円」を「161,000円」に、「200,000円」を「241,000円」に、「124,000円」を「147,000円」に、「190,000円」を「237,000円」に改める。

附 則

この告示は、平成16年度分からの補助金について適用する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区)の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から効力を有するものとします。

平成16年5月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表中央小学校の項中「芳斉2丁目」の次に「、六枚町」を加える。

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区)の一部を次のように改正し、平成16年6月1日から効力を有するものとします。

平成16年5月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表高岡中学校の項中「芳斉2丁目」の次に「、六枚町」を加える。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第27号

平成16年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成16年5月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備考 縦覧日時は、平成16年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第28号

平成16年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されることがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成16年5月31日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備考 縦覧日時は、平成16年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成16年5月31日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第13号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則(昭和29年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「芳斉2丁目」を「芳斉2丁目 六枚町」に改める。

(金沢市ガス供給に関する規程の一部改正)

第2条 金沢市ガス供給に関する規程(昭和60年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「芳斉2丁目」を「芳斉2丁目 六枚町」に改める。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

平成16年(2004年)5月31日 印刷

平成16年(2004年)5月31日 発行

定価 100円

発行人

発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

前 川 稔

(株) 共 栄